平成２９年度事業戦略策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

１ 事業の概要

（１）事業名

平成２９年度事業戦略策定支援業務委託

（２）事業の目的

本業務は、高知県内のものづくり事業者等（以下、「事業者」という。）の経営ビジョンを実現する中長期の工程表となる「事業戦略書」について、専門的な見地から現状分析の内容を中心に助言・指導を行うことで、事業者がありたい姿（５年後）に到達するための取り組みの方向性を、より明確にすることを目的としています。

（３）事業内容

別添「平成２９年度事業戦略策定支援業務委託 公募型プロポーザルに係る仕様書」のとおり

（４）委託期間

委託契約締結日から平成30年3月31日まで

２ 見積限度額

1,375,920円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

３ 審査委員会の設置

別途定める「平成２９年度事業戦略策定支援業務委託　公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

４ 企画提案者の募集

企画提案者（以下「参加者」という。）の募集は、この実施要領に基づいて行います。以

下に記載する日程及び申込方法などを参照してください。

５ 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、審

査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

候補者と高知県産業振興センターは、企画提案書の内容をもとに、事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったとき、随意契約の手続きに進みます。5日以内（休業日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者と改めて交渉を行います。

ただし、本契約は、平成29年度予算成立を前提とするもので、予算案の変更等がある場合

は、本業務について、停止または変更等を行う場合があります。

なお、委託事業の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束

するものではありません。

６ 資格要件

参加者の資格要件は下記のとおりです。

（１）高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者。

（２）企業の経営コンサルティングに関しての専門的な知識や経験を有している者。

（３）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

（４）参加申込時点で、「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者。

（５）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。

（６）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

（７）本店及び県内に所在する営業所等が消費税および地方消費税を滞納していないこと。

７ 質疑と回答

質疑は、平成29年3月8日（水）の午後5時までに別紙様式－①により持参又は郵送若しく

はＦＡＸで受け付けます。郵送、ＦＡＸによる場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、3月13日（月）までに高知県産業振興センターのホームページに掲

載します。

８ 参加申込及び資格要件の審査

本プロポーザルへの参加申込は、参加申込書（別紙様式－②）に参加資格審査書類を添え

て行ってください。申込にあたり提出する書類は、下表のとおりとします。

［提出書類、様式及び提出部数等］

| 様式番号 | 提出書類の名称 | 規格 | 提出部数 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 参加申込書（別紙様式－②） | Ａ４縦 | １部 |
| ２ | 法人の概要書（任意様式） | Ａ４縦 | １部 |
| ３ | これまでの主な経営コンサルティング実績（任意様式） | Ａ４ | １部 |

（１）参加申込書

①提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参

②提出期限

平成29年3月17日（金）午後5時（必着）

③提出先

〒781－5101 高知市布師田３９９２－２

（公財）高知県産業振興センター　TEL　088(845)7110

（２）提出された参加申込書と関係書類を高知県産業振興センターで審査し、審査結果を平成29年3月21日（火）までに申込者へ電子メールにて通知します。

（３） 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、高知県産業振興センターが通知をした日の翌日から起算して5日（休業日を除く。）以内に、書面により、資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 高知県産業振興センターは説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休業日を除く。）以内に書面により回答します。

９ 企画提案書の作成

別途定める「平成２９年度事業戦略策定支援業務委託　公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

　　別途定める「平成２９年度事業戦略策定支援業務委託　公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果については、平成29年3月28日（火）に、すべての参加者に結果通知文書を発

送します。

なお、審査結果は、高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合

には開示の対象となります。

12 日程

平成29年3月 3日（金） 公募開始

3月 8日（水） 質疑書締切

3月13日（月） 質疑書回答

3月17日（金） 参加申込及び資格審査書類の提出締切

3月21日（火） 資格審査結果の通知

3月23日（木） 企画提案書の提出締切

3月27日（月） 審査委員会（プレゼンテーション）

3月28日（火） 審査結果通知

13　提出書類の取扱い

（１）提出された書類は返却しません。

（２）提出された書類は、必要に応じ複写することがあります。（高知県産業振興センター内及び審査委員会での使用に限ります。

（３）提出された企画提案書は、高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象文書となります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同規程第４条第１項第３号の規定により非開示となるため、該当がある場合は、提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式－③により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類を参考として、同規程に基づき、高知県産業振興センターが客観的に判断することとします。

（４）契約者以外の企画提案書の内容は、参加者の承諾なしには利用することはありません。

14　問い合わせ先

公益財団法人　高知県産業振興センター

ものづくり地産地消・外商センター　企画・外商部　事業戦略課

担当者　西澤・岩﨑

ＴＥＬ　０８８－８４５－７１１０

ＦＡＸ　０８８－８４６－２５５６

15 その他

（１）参加申込書の受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県産業振興センターとの契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

（２）企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

（３）次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②審査委員、高知県産業振興センター職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

別紙様式－①

平成２９年度事業戦略策定支援業務委託　公募型プロポーザルに関する質疑書

平成　年　月　日

所在地

事業者名

担当者名

電話番号

FAX

E-mail

質疑内容

提出期限：平成29年3月8日（水）午後5時まで

提出先：（公財）高知県産業振興センター

ものづくり地産地消・外商センター　企画・外商部　事業戦略課

担当者　西澤・岩﨑　ＦＡＸ：０８８－８４６－２５５６

別紙様式－②

参加申込書

平成　年　月　日

（公財）高知県産業振興センター

理事長　松岡　哲也　様

所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

平成２９年度事業戦略策定支援業務委託に関するプロポーザルに参加したいので、「平成２９年度事業戦略策定支援業務委託　公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加を申し込みます。

また、実施要領で定められた資格要件をすべて満たすことを誓約します。

連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

別紙様式－③

（公財）高知県産業振興センター

理事長　松岡　哲也　様

所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

（公財）高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
|  開示すると支障が生じる 書類（書類の頁・箇所等） | 支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。 |
|  |  |